

1955年以降のオーストリア憲法の展開
— 憲法改正規定を中心として —
(4・完)

奥 正 嗣*

The Development of the Austrian Constitution since 1955
— Amendments to the Constitution —
(4)

Masatsugu Oku*

Abstract

This paper examines the development of the Austrian Constitution since 1955. The Federal Republic of Austria declared “eternal neutrality” by enacting the Constitutional Law of 1955, but since then the Austrian Constitution has experienced great changes.

Firstly, the meaning of “eternal neutrality” changed along with changes in the international situation, such as Austria joining the United Nations in 1955, the European Union in 1995, and the end of the “cold war” indicated by the fall of the Union of Soviet Socialist Republics in 1992.

Secondly, the rights of individuals and state (Land) were further strengthened by many amendments of the Constitution concerning federalism, democracy, fundamental rights, and courts (constitutional court, administrative court) which are the fundamental principles of the Austrian Constitution.

Thirdly, Austria joining the European Union added various rights and duties between Austrian organs of state and the European Union’s organs.

Lastly, we examine the reform of the Austrian Constitution.

キーワード

1962年連邦憲法改正 (学校・教育制度)、1964年連邦憲法改正 (国家条約)、1974年連邦憲法改正 (州権強化)、1975年連邦憲法改正 (政党、国土防衛、公法裁判所、学校・教育制度)、1981年連邦憲法改正 (国家シンボル、国家高権の委譲、国民請願、再公示、オンブズマン)、1983年連邦憲法改正 (公務員と議会活動、州権強化)、1984年連邦憲法改正 (州権強化)、1987年連邦憲法改正 (守秘義務、

*おく まさつぐ：大阪国際大学名誉教授 (2016.7.19受理)

情報提供義務)、1988年連邦憲法改正(州の国家条約、独立行政審判所、国民調査投票、人身の自由)、1994年連邦憲法改正(EU加盟)、2008年連邦憲法改正(大学、自治行政体、国家高権の委譲)、2010年連邦憲法改正(会計検査院)、2012年連邦憲法改正(行政裁判所、安全保障官庁)

目次

はじめに

第1章 連邦主義、民主制、基本権、公法裁判制度など

1. 連邦

- (1) 総則
- (2) 権限配分
- (3) 公務員の私企業への関与の制限
- (4) 行政機関等の職務上の秘密保持義務と情報提供義務
- (5) 連邦の立法
- (6) 連邦の行政

(以上、『大阪国際大学紀要 国際研究論叢』、第29巻第2号、2016年1月)

(7) 司法

2. 州

3. 市町村

4. 会計の監督および財務執行状況の監督

5. 法治国家の構築

- (1) 基本権
 - (2) 公法裁判制度の拡充・強化
- (以上、『大阪国際大学紀要 国際研究論叢』、第29巻第3号、2016年3月)
- (3) 独立行政審判所
 - (4) 行政裁判所制度の改正
 - (5) オンブズマン(国民弁護制度)

6. 直接民主制

7. 会議所および連合会

第2章 ヨーロッパ連合への加盟

1. ヨーロッパ統合
2. ヨーロッパ連合(EU)への加盟
3. ヨーロッパ連合(EU)におけるオーストリア法

第3章 憲法改正の動向

1. オーストリア憲法改正の論点
2. 個々の部分改正
 - (1) 改正の関心事

1955年以降のオーストリア憲法の展開—憲法改正規定を中心として—（４・完）

- I. 議会による執行統制・監督（議会野党による統制・監督権の構築）
- II. 連邦主義
 - A. 州権限の拡大・強化（連邦制の構築、分権化）①～⑤
- （以上、『大阪国際大学紀要 国際研究論叢』、第30巻第1号、2016年10月）
- A. 州権限の拡大・強化（連邦制の構築、分権化）⑥～⑪
- B. 連邦参議院の改革
- III. 公法裁判所（特に、憲法裁判所）
- IV. 基本権
- V. 民主化（国家のおよび社会的領域における意思形成への国民の参加）
- VI. 国家緊急権（実効的な危機管理のための前提の創設）

（２）法改定

3. 全部改正

- （１）憲法の全部改正とオーストリア憲法の基本（指導）原理
- （２）オーストリア憲法の基本原理
- （３）オーストリアのEU加盟とオーストリア憲法の基本原理

おわりに

- 1. 政党国家、部会国家、永続的中立とヨーロッパ連合
 - 2. 憲法改正への絶え間なき努力
 - 3. オーストリア憲法の整理・改定、改革
- （以上、本号）

第3章 憲法改正の動向

2. 個々の部分改正

（１）改正の関心事

II. 連邦主義

A. 州権限の拡大・強化（連邦制の構築、分権化）

- ⑥連邦の委託行政事務における州知事の自主的決定権限、および、委託行政事務における完全な費用支弁に関する連邦の憲法的義務。

⇒私権の主体としての連邦および州の地位に関連して、連邦憲法104条2項において、連邦財産の管理を委託された連邦大臣は、その事務を、州知事およびその下に属する州官庁に委託することができ、その委託の全部または一部をいつでも撤回できるものとされている。また、特別な例外的場合において増加した事務処理費用につき連邦にその補償を請求できる範囲は、連邦法律で定めるものとされている。1984年11月27日の憲法律による連邦憲法104条2項の改正においても、連邦憲法103条（間接連邦行政）2項、3項の準用のみが追加されたにすぎない。

- ⑦間接連邦行政における州知事の地位の強化。

⇒1974年7月10日の憲法律によって、連邦憲法103条4項において、間接連邦行政に

おける行政審級の権限規定が改正され、州知事が上訴官庁として決定する場合において、原則的に、連邦主務大臣にまで至ることなく州知事のところで通常終了することとなった。

⑧市町村組合の組織的事項についての州立法の一般的管轄権。

⇒1962年7月12日の憲法律に基づく連邦憲法116条4項では、市町村組合の形成ないし組織については、個々の目的に応じて連邦立法または州立法であった。1984年11月27日の憲法律により連邦憲法116条4項は廃止され、同じ憲法律により連邦憲法116a条が新設され、その4項において、市町村組合の組織については州法律で規定すべきものとされた。

⑨財政的關係における州の権利の強化（州の課税創設権〔租税高権〕の憲法的保障）、いわゆる第二次財政調整からの州および市町村の損失を填補する連邦の義務。

⇒1920年連邦憲法13条1項は、「公租（公課）制度の領域における連邦および州の権限は、特別の憲法律（「財政憲法律」）によってこれを定める」と規定する。抽象的な定めを置くにすぎない財政憲法律を具体化するために、連邦は、単純法律の方法で圧倒的優位の下に、連邦・州・市町村間の課税徴収権の配分を定めた。この力関係の不均衡を調整するために、1998年4月30日の憲法律（BGBl. I Nr.61/1998）によって、連邦・州・市町村間の協議・交渉方式の根拠が提供され、それに対応するところの1999年1月14日の取り決め（BGBl. I Nr.35/1999）によって、連邦・州・市町村間で財政的負担の配分に関する協定を行うことが認められた。また、課税徴収権の配分に関する連邦の単純法律による規制は、連邦・州・市町村間の交渉に基づき、財政政策的關係の変更をも考慮しながら、通常4年ないし5年の期限付きで新たに発布されるところの財政調整法（Finanzausgleichsgesetz〔FAG〕）に委ねられることとなった⁽¹⁹⁷⁾。

さらに、1986年4月4日の憲法律によって、連邦憲法13条に、連邦、州、市町村の予算執行に際して全経済の均衡の維持に努めなければならないことが明記され（同条2項）、また、2008年1月4日の憲法律によって、さらに、持続的に秩序正しい予算に努めなければならないことが追加され、全経済的均衡維持および持続的秩序の観点から、連邦、州、市町村の予算執行は調整されねばならないことが明記された（同条2項）。

⑩行政裁判所の構成員の任命に際しての州の参加協力権。

⇒行政裁判所の構成員の任命に関しては、1946年10月9日の憲法律による連邦憲法134条2項によれば、連邦大統領が連邦政府の提議に基づき任命するものとされていた。行政裁判所制度改正を含む2012年6月5日の連邦法律（BGBl.Nr.1013/1994）による連邦憲法134条4項においても、連邦大統領が連邦政府の提議に基づき任命するものとされている。その際、1946年連邦憲法134条3項と同様に、行政裁判所の構成員の少なくとも4分の1は州における職、できれば州の行政職の中から選任すべきものとされる。

⑪連邦と州の権限配分における州の権利の強化（連邦の権限事項についての限定的解

積）。

⇒連邦憲法10条～15条に示される連邦と州の権限配分規定において、特に州側から、憲法解釈によって州の権限を拡大しようとする動きがある。連邦憲法10条は、連邦の立法および執行の権限を列挙しているが、そこにおける不確定概念の内容が問題となる。憲法解釈の一つとして、「文言解釈」「体系的解釈」「目的論的解釈」とともに、「歴史的解釈（historische Interpretation）」がある。憲法上の不確定概念の内容は、それが成立した歴史的意味において理解されるべきだとする考え方である。それゆえに、「化石（石化）理論（Versteinerungsprinzip）」と呼ばれ、現在においても不滅であり、特に憲法上の権限内容の解釈につき、大きな意味を持つとされる。通常の場合における「文言解釈」優位の原則は、連邦国家における権限配分に関する規定の解釈に際して、憲法上の権限事項の多くが不確定概念ゆえにあまり重要性を有しないからである。しかし、学説および判例上、「化石（石化）理論」は、概念成立時の内容でもって、すなわち歴史的立法状況において、権限内容を固定的に解釈することを決して意味するものではなく、歴史的立法状況によって作られた体系（System）の枠内において、絶えざる歴史的展開を取り入れ弾力的に、法的な改新（Neuerung）を行うことも許されるとされる。1992年の連邦憲法裁判所の判決において、1925年10月1日の連邦憲法発効時には未だ知られていなかった新たな営業形態としてのディスコ（レコードのみによる音楽キャバレー）営業に対して、権限体系枠内の歴史的展開として、連邦憲法10条1項8号の「営業および産業に関する事項」として、連邦の権限（営業法〔Geberbeordnung〕）に服するとされた。その理由として、さらに、こうした弾力的な法的改新（Neuerung）が無ければ、連邦憲法発効当時の権限事項概念を超えるすべての事項（事象）が、連邦憲法15条1項によって州の権限に自動的に（automatisch）組み入れられ、その結果、同じ全体に属して互いに関係がある法領域の耐えがたき分断（筆者注：1925年10月1日の連邦憲法発効時に存した、または想定された営業規制は連邦事項、1925年10月1日の連邦憲法発効時想定されていなかったディスコなど新たな営業規制は州事項）を引き起こすことになることも付け加えることができよう。憲法裁判所は、連邦国家における権限配分の解釈指針として、「連邦主義原理」の適用を基本的には認めているが、司法による具体的問題の解決に際してのその重要性はごくわずかだとされている⁽¹⁹⁸⁾。オーストリア連邦制における連邦と州の権限配分については、次号以下で詳しく論ずる。

B. 連邦参議院の改革

⇒1984年11月27日の憲法律により、連邦憲法44条2項において、州の立法または執行権限を制限する憲法律または単純法律中に含まれる憲法規定は連邦参議院において投票の3分の2の特別多数が必要とされ、連邦参議院の地位が強化された。また、連邦憲法37条1項、2項において、連邦参議院の議事規則の効力も強化された。1988年6月23日の憲法律により、連邦憲法41条1項において、連邦参議院は連邦政府の仲介なしに直接国民議会に法案を提出できることとなった。また、連邦憲法140条1項において、憲法裁判所に対する法律の違憲性の審査の申立権が連邦参議院議員の3分の1

にも認められることとなった。

Ⅲ. 公法裁判所（特に、憲法裁判所）

⇒1975年5月15日の憲法律によって、行政裁判所および憲法裁判所に対する個人の申立てが可能となった。行政裁判所については連邦憲法139条1項、憲法裁判所については連邦憲法140条1項参照。また、同憲法律により、憲法裁判所による法律の違憲性および命令の違法性に関する審査の申立権者が拡張された。連邦憲法140条1項参照。さらに、1964年3月4日の憲法律、1988年11月29日の憲法律によって、それぞれ、国家条約の違法性・違憲性の審査、支分国条約の違法性・違憲性の審査が可能となった。連邦憲法140a条1項、2項参照。2012年6月5日の連邦法律（憲法規定）により、行政裁判所制度の改正がなされた。憲法裁判所の「脱政治化」、行政裁判所の実体（Sachverhalt）的コントロールの拡張、司法行政の独立などが要請されている⁽¹⁹⁹⁾。今後の課題である。

Ⅳ. 基本権

⇒追加議定書を含めヨーロッパ人権条約など国際条約によって、基本権の本質的構築および国際的権利保護システムの確立の第一歩が進められた。その後、多くの国際条約、国際規約、憲章、協定を通じ、基本権の数を増やし憲法的地位を付与するなど、その内実をより充実させていくことになる。しかし、社会的な基本権に関する国際規約、憲章などは、憲法律としてではなく単純法律として、オーストリアの法秩序に受け入れられている。特に、社会的な基本権の創設と新法典化が今後の課題である。州レベルではあるが、1981年のブルゲンラント州憲法は「社会的法治国家」を宣言する（1条1項）。また、1984年のフォアールベルク州憲法は、国家目標規定として、「高齢者および障害者に対する生活扶助義務」（7条3項）を宣言している。

多くの憲法律、憲法規定、さらに国際条約の中に分断化（分散化）された状態で存する基本権に関して、基本権の新法典化に向けて作業が進められているが、基本的見解の相違だけでなく、一部国際法によるオーストリアに対する制限ゆえに、非常に困難になっている。2012年3月14日に、連邦憲法裁判所は、憲法訴訟に際して、2009年12月1日に発効したEU基本権憲章（Charta der Grundrechte der Europäischen Union）（リスボン条約の発効によりEU基本権憲章にEU条約およびEU運営条約と同一の法的価値が与えられた⁽²⁰⁰⁾）は、オーストリアにおいて1964年に憲法的地位を得たヨーロッパ人権条約と同様に、憲法的地位を有していると判断した。それゆえ、EU基本権憲章に反するオーストリアの法律および行政行為は、連邦憲法裁判所によって憲法違反として廃止ないし破棄されることとなった。この判決を根拠に、憲法学者ベルント・クリスチャン・フンクは、議論となっているオーストリアにおける基本権の新法典化は、より一層難しくなっていると指摘する⁽²⁰¹⁾。

Ⅴ. 民主化（国家的および社会的領域における意思形成への国民の参加）

⇒1981年7月1日、1988年11月29日、1994年7月8日、2003年10月28日のそれぞれの憲法律によって、連邦憲法41条2項において、国民請願の要件が緩和されてきた。また、1988年11月29日の憲法律による連邦憲法49b条において、国民調査投票

(Volksbefragung) 制度が設けられた。間接（代表）民主制に関し、国民議会の選挙権および被選挙権が拡張された。連邦国家性の拡大強化をめぐる議論と並行して、市町村の自律性の拡大強化も議論された⁽²⁰²⁾。1984年11月27日の憲法律による連邦憲法117条7項（1994年7月8日の憲法律によって、7項が8項に変更される）が、市町村の固有の活動領域（権限）事項につき、州立法でもって、市町村議会の選挙権を有する者の直接の関与（Teilnahme）と参加協力（Mitwirkung）を定めることができるとされた。しかし、管区行政の再編成・民主化（Neuordnung）（連邦憲法120条参照）を求めての改革要請が1920年以降続いているが、今日まで解決されないままである。関与人（Beteiligte）の執行（Vollziehung）への参加（Partizipation）も、議論されている⁽²⁰³⁾。州では、ブルゲンラント、ニーダーエスターライヒ、オーバーエスターライヒ、シュタイアーマルク、チロール、フォラルベルク、およびウィーンの州憲法は、例えば市民発案（Bürgerinitiative）など行政に関する直接民主制制度を導入している⁽²⁰⁴⁾。

VI. 国家緊急権（実効的な危機管理のための前提の創設）

⇒一時的に州法律を変更する効力を有するところの州政府の緊急命令権を定める1984年11月27日の憲法律による連邦憲法97条3項・4項。連邦の安全保障官庁を定める1991年10月31日の憲法律による連邦憲法78a条－78d条。さらに、2012年5月23日の憲法律による改正で、各州の安全保障部（Sicherheitsdirektion）が州警察部（Landespolizeidirektion）に改められた。

（２）法改定（Rechtsbereinigung）

現在通用している憲法の主要な欠陥の一つは、法的根拠（Rechtsgrundlage）の分断化（分散化）である。このことは、憲法規定の創造を、単純法律および国家条約（2008年1月1日発効の「第1次連邦憲法改定法（1.BVRBG）」によって、国家条約の枠内において〔im Rahmen des Völkerrechtes〕憲法を新たに創造・変更・補充することができなくなった。連邦憲法9条2項につき、1981年7月1日の憲法律と2008年1月4日の憲法律を比較⁽²⁰⁵⁾において可能にするところの連邦憲法の考え方の中にすでに存在している（連邦憲法44条1項、9条2項、50条1項参照。これに反し、ドイツ連邦共和国基本法79条1項は、「基本法は、基本法の文言を明文で改正または補充する法律によってのみ改正することができる。…」と定める）。このことが、時の経過によって、オーストリア憲法のほとんど耐え難いほどの見通しの悪さに至った⁽²⁰⁶⁾。連邦憲法の外に存在するところの諸規定を連邦憲法に組み込み、統一的な新たな憲法を創ることは必要であるし可能なことであろう。この点に関しては、1981年7月1日の憲法律に基づき、連邦の単純法律または連邦憲法50条1項の規定に従って承認される国家条約によって、連邦の個々の高権を国際的組織または他の国家の機関に委譲することが、さらに、2008年1月4日の憲法律に基づき、連邦の単純法律または連邦憲法50条1項の規定に従って承認される国家条約によって、国際組織または他の国家の個々の高権をオーストリアの機関に委譲することが可能となった（連邦憲法9条2項）ことが、オーストリア一国のみでは解決が難しい特別の問題を形づくっている。

2008年1月4日の憲法律（BGBl. I Nr.2/2008）（2008年1月1日発効）によって、広範囲にわたる憲法改定（Verfassungsrechtsbereinigung）が行われた。そのArtikel 2（第1次連邦憲法改定法）において、「憲法律」、単純法律中に含まれる「憲法規定」、憲法と同ランクの条約並びに条約中の憲法ランクの規定に分け、それぞれにつき、もはや通用しないものと確定された規定、廃止された規定、単純法律ランクに格下げされた規定を列挙している。憲法改定を含む憲法改革への第一歩が進められた⁽²⁰⁷⁾。

また、かつて、社会国家（給付国家）の進展に伴う「法律の洪水化」に対して、ニーダーエスターライヒ州で試みられたルーズ・リーフ型の州公報の出版・発行が注目される。さらに、官報の体系的な索引の出版・発行の努力もなされている⁽²⁰⁸⁾。

3. 全部改正

（1）憲法の全部改正とオーストリア憲法の基本（指導）原理

連邦憲法の「全部改正（Gesamtänderung）」は、連邦憲法44条3項によって、国民投票に服する（義務的国民投票）。しかし、連邦憲法の「全部改正」の概念は、それ自体として憲法に詳細に定義されておらず、支配的な法見解によれば、連邦憲法の指導的基本原理の一つを、本来の制度の存続をもはや語ることができない程度に根本的に（grundlegend）変更または廃止することと理解される（もっとも、例えば、憲法裁判所による法令審査を通常裁判所による法令審査に代えることが、根本的な変更と見做されるかなど問題が多い）。連邦憲法のその他すべての変更は、「一部改正（Teiländerung）」として、国民議会または連邦参議院の総議員の3分の1によって要求される場合に限り、国民投票に服する（任意的選択的国民投票）⁽²⁰⁹⁾。

そこで次に、国民議会の議決と全連邦国民の投票を必要とするところの連邦憲法の全部改正（連邦憲法44条3項）に関して、いかなる原理や規定が「連邦憲法の基本原則（基本原則、指導原理、構造法〔Baugesetz〕）」として、それに属するのかが問題となる。ここに「構造法」とは、オーストリア連邦憲法に含まれている法概念ではなく、学説によって発展させられてきたところの、ある一定の憲法規範群を指し示す専門用語である⁽²¹⁰⁾。法秩序の段階構造モデルにおいて、他の憲法規定に優位するところの基本原則および規定と理解しうる⁽²¹¹⁾。1949年に連邦法律である国籍法の憲法規定によって連邦憲法6条の州籍（州公民権）を停止することが連邦憲法の全部改正として国民投票を必要とするかどうか争われた事例についての1952年の憲法裁判所の判決によれば、「民主制原理」「共和制原理」「連邦国家原理」「法治国家原理」がそれに該当するとされており⁽²¹²⁾、支配的学説によれば、さらに、「権力分立原理」も挙げられている⁽²¹³⁾。しかし、「自由主義原理」は国家に対する個人および社会の自由、すなわち、自由権の基本権によって保障されるすべての自由の保障を意味するので、「法治国家原理」の一部と考えられている⁽²¹⁴⁾。もっとも、ヴァルターは、「自由主義原理」も基本原則の一つとして挙げている⁽²¹⁵⁾。「権力分立原理」「自由主義原理」につき、より正確に言えば、これらの原理は、一部はそれ自体固有の基本原則であり、一部は「法治国家原理」の構成要素を成すと言うべきであろう⁽²¹⁶⁾。

当然のことながら、憲法の基本原則の抽象的なプログラム（綱領）的宣言（連邦憲法1

条、２条など）は、それ自体のプログラム原理からではなく、他の憲法規定を通じてその内容が具体化される。例えば、連邦制原理（連邦憲法２条１項）につき、立法と執行（行政、司法）の連邦と州への配分、連邦の立法および執行に対する州の参与（連邦参議院制度、間接連邦行政の州による執行）など、また、法治国家原理につき、公法裁判制度（憲法裁判所、行政裁判所）など⁽²¹⁷⁾。

以上の古典的な一般的に承認された憲法の基本原理以外に、指導的基本原理が存在しないのかどうか、また1955年10月26日の憲法律（BGBl.Nr.211/1955）によって承認された「永続的中立の原則」のごとき新たな指導的基本原理を追加して創造しうるのかどうか、争いがある。前者につき、「社会国家原理」については、オーストリア憲法において、社会国家原理自体も社会的基本権も認めていないので、「憲法の基本原理」には該当しない⁽²¹⁸⁾。さらに、国家の立法や執行の一般的な指針となる国家目標規定についても、例えば、男女の事実上の平等保障（連邦憲法７条２項）、少数民族集団の言語的文化的多様性の保障（連邦憲法８条２項）など、民主制原理と密接な関係を有し、独自の憲法的基本秩序として考えることはできない⁽²¹⁹⁾。また、後者につき、「永続的中立の原則」およびそれと密接な関係に立つ全般的国土防衛（1975年６月10日の憲法律に基づく連邦憲法９a条）は、アダモヴィツヒ、フンク、ヴァルター、マイヤーを含め支配的学説によって、義務的国民投票に服する新たな指導的基本原理ではないとされている⁽²²⁰⁾。

ただし、国家目標規定は確定した内容や法的拘束力を持たない単なるプログラム（綱領）的宣言ではない。内水航行営業の許可要件として、この種のサービス提供の必要性（需要）を定めることによって、営業活動の自由を制限した連邦法律の違憲性が問われた事例につき、1989年、憲法裁判所は、全般的環境保護に関する憲法的宣言（1984年11月27日の憲法律〔BGBl.Nr.491/1984〕）の観点から、この制限（Bedarfsbindung）を正当化した⁽²²¹⁾。

さらにまた、特に1945年から1966年までの大連合の時代における、多年にわたる州権限の空洞化に示されるごとく、連邦主義という指導的基本原理の一步一步ずつの解体の形式での、ひそかな全部改正（schleichende Gesamtänderung）という問題も存する。憲法運用面での留意が必要である⁽²²²⁾。

以下、以上の「憲法の基本原理」について順次概観する。

（２）オーストリア憲法の基本原理

①民主制原理

オーストリア連邦憲法は、民主制原理を宣言する（連邦憲法１条）。この原理は、個々人の最大限の自由を保障するために、支配者と被支配者の同一性が導き出される。独立で民主的なオーストリアの再建に関する1955年５月15日の国家条約（ウィーン国家条約）（BGBl.Nr.152/1955）においても、秘密選挙に基づく民主的政府を有すべきことが規定されており（８条）、一定の民主的組織を樹立することはオーストリアの国際法的義務でもある⁽²²³⁾。当然のことながら、ウィーン国家条約署名国（特にソヴィエト）によって民主制概念に違いがある。オーストリア連邦憲法は、社会的民主主義（soziale Demokratie）ではなく、自由の民主主義（liberale Demokratie）を志向している⁽²²⁴⁾。

民主制の憲法的具体化は、このプログラムの規定からではなく、個々の民主的制度を定めるところの憲法諸規定全体（連邦憲法26条、41条以下、95条以下）から生ずる。連邦憲法は、連邦レベルだけではなく、州および市町村レベルにおいても、普通選挙に基づく間接（代表）民主制制度（議会制民主主義）を規定しており、構成員自身の選挙ないし投票（表決）による意思形成に基づく直接民主制を採用するものではない。州および市町村レベルにおいても、連邦憲法によって規定された代表民主制という基本的決定が存しているのである（連邦憲法95条1項、101条1項、117条、118条5項）⁽²²⁵⁾。

連邦レベルにおける直接民主制形態として、国民請願（連邦憲法41条2項）、国民投票（連邦憲法43条、44条）国民調査投票（連邦憲法49b条）が存するが、この直接民主制制度によって議会制民主主義を本質的に（wesentlich）ないし決定的に（entscheidend）侵害することは許されない。これに対し、市町村レベルにおいては、直接民主制展開の連邦憲法的余地がより大きいものがある。すなわち、市町村長は、市町村議会の選挙によって選出されるが、州憲法によって、市町村議会の選挙権を有する者が市町村長を選挙する旨定めることができる（連邦憲法117条6項）。また、州憲法は、市町村の固有の活動領域に属する事項について、市町村議会の選挙権を有する者の直接の関与（Teilnahme）および参加（Mitwirkung）を規定することができる（連邦憲法117条8項）。しかし、この場合においても、代表民主制原理、選挙された市町村諸機関の決定権限、とりわけ市町村議会の決定権限を廃止ないし著しく排除することは許されない。それゆえ、市町村道路の拡張工事など市町村行政の個々の事項について、投票など市町村住民による決定に委ねることは許されるが、市町村の固有の活動領域に属する事項を、全部あるいは圧倒的部分について市町村住民の直接的決定に委ねることは許されない⁽²²⁶⁾。

州レベルにおいても、連邦と同様、代表制議会制度が支配し、州立法は州議会が、州行政は州議会によって選ばれた州政府が行う（連邦憲法95条1項、101条1項）。州は、憲法的自立性の枠内（連邦憲法99条1項）において、連邦と同様、国民請願、国民投票、国民調査投票を定めることができるが、州議会や州政府の決定権限を侵害することは許されない。1984年フォーラルベルク州憲法（LGBl.Nr.30/1984）および1999年フォーラルベルク州憲法（LGBl.Nr.9/1999）は、33条6項において、国民請願によって提案され、国民投票によって受け入れられた要請を法律として決議する義務を州議会に課していたが、2001年6月28日に憲法裁判所によって、間接（議会制）民主制の侵害を理由に憲法違反として当該規定は破棄された（LGBl.Nr.33/2001）⁽²²⁷⁾。

さらに、政党、部会（会議所、諸連合）、その他の利益団体、国家の官僚制も、公の演説・討論を通じて真の意見および意思形成を行う場としての議会制民主制による政治的意思形成を危険にさらす恐れがある。実際のところ、より古くからの民主的思想に由来する自由委任の憲法的制度（連邦憲法56条）の事実上の廃止に至っている。さらにまた、政党、部会、その他の利益団体などの内部領域における民主化の強化も求められている⁽²²⁸⁾。

民主制原理は、立法のみではなく、行政および司法においても問題となる。行政については、「任期を定めて選挙された機関」が行政を行うことが規定され（連邦憲法20条1

項)、また司法についても、国民の司法への協力が陪審制・参審制の形で実現されるべき連邦立法者の義務として規定されている(連邦憲法82条、91条)。他方、行政・司法における「民主制原理」は、「法治国家原理」を危険にさらす恐れがある。なぜならば、民主的に正統化された執行機関が、正統性の圧力でもって、立法を無視する傾向が存するからである。こうしたことを考慮して、民主的参加は、主に、「法執行(Rechtvollzug)」ではなく、「裁量行使(Ermessensübung)」が問題となるところにおいて持ち出されるべきだとする見解がある⁽²²⁹⁾。

さらに、1891年7月1日の憲法律、2008年1月4日の憲法律による連邦憲法9条2項に基づき、オーストリアの国家高権を、非オーストリアの機関、特に国家共同体の機関に、連邦法律によって、あるいは、法律を変更または法律を補充する内容を有するもので第16条1項(州の国家条約)に属しない国家条約によって委譲することが可能となった。今後ますますこの傾向が促進されるが、国の機関が法定立権限を独占するという観点から、民主主義原理との関係が問題となる⁽²³⁰⁾。

②共和制原理

オーストリア連邦憲法は、民主制原理とともに共和制原理を宣言する(連邦憲法1条)。民主制原理は、国家的意思形成および政治的統治権行使の方法を、共和制原理は、国家の頂点の組織、すなわち国家元首制度を問題にする。連邦憲法1条の共和制宣言は、ハプスブルク君主制からの転向(決別)、さらには、君主制原理の他のすべての変形物を拒否することを意味する。共和制原理の法的保障と形成は、連邦憲法において、1919年からの2つの法律、すなわち「ハプスブルク・ロートリンゲン家の追放および財産没収に関する1919年4月3日の法律(StGBLNr.209/1919)」、「貴族、騎士、貴婦人団ならびに一定の称号および勲位の廃止に関する1919年4月3日の法律(StGBLNr.211/1919)」(以上連邦憲法149条)に示されている⁽²³¹⁾。連邦憲法60条3項によって、統治者の家系または統治したことのある一族の構成員は、連邦大統領に選ばれることができないものとされていた。しかし、2011年7月7日の連邦法律(憲法規定)(BGBl. I Nr.43/2011)によって、60条3項が改正され、国民議会の被選挙権を有し、選挙の日までに35歳に達した者に限り、連邦大統領に選挙されることができることとなった。

共和国としてのオーストリアの特徴は、国民の直接選挙によって選ばれるところの国家元首として連邦大統領を置き、その地位は永続的ではなく任期を6年に限定されており、再選は任期に続く1回に限り可能である。また大統領は政治的および法的に責任を負うという点に存する(連邦憲法60条、63条、68条、142条)⁽²³²⁾。

③連邦国家原理

連邦国家は、法的観点から見れば、いくつかの部分国家(Teilstaat)(州、支分国家、カントン)が結合し、一つの全体国家(Gesamtstaat)(連邦、上位国家)を形成し⁽²³³⁾、両者の関係は、国際法によって規律される国家連合(Staatenbund)とは異なり、国内法によって規律される。全体国家も部分国家も固有の立法権限および執行権限を有しており、部分国家は、全体国家の立法および執行に関与する。連邦国家は、組織的機能的な地方分権国家であり、中央集権国家と対峙する⁽²³⁴⁾。

1920年ないし1929年連邦憲法6条は国籍 (Staatsbürgerschaft) を州籍 (州公民権) (Landesbürgerschaft) と連邦籍 (連邦公民権) (Bundesbürgerschaft) に分け、連邦における国籍の取得は州籍の取得に依存するものとされていた。ところが、1949年に連邦憲法6条が改正され、国籍法の中の憲法規定によって、州籍という法制度は、当分の間、その効力が停止されることとなった。当該憲法規定に対して、フォアールベルク州から、州籍制度は連邦憲法の連邦国家原理という基本原理の一つの本質的構成部分であるから、連邦による州籍の停止は連邦憲法の全部改正に該当し、連邦憲法44条3項によって国民投票に付されるべきであるにもかかわらず国民投票に付されていないから当該憲法規定は憲法違反であるという理由で、連邦憲法裁判所に異議が申し立てられた。しかし、憲法裁判所は、1952年、州籍制度は連邦国家原理の本質的要素ではないとして、フォアールベルク州の申立てを却下し、後に、1988年11月29日の憲法律 (BGBl.Nr.685/1988) によって、1989年に州籍制度が再導入された (連邦憲法6条2項)⁽²³⁵⁾。

オーストリアにおいては、連邦は、立法・行政・司法において圧倒的な権限を有しており、連邦が通常の司法を独占する (連邦憲法82条1項) ことをはじめとして、ほとんどあらゆる重要な立法事項につき管轄権を有し、州は権限配分の一般条項にもかかわらず、ごくわずかの重要な残りの権限を行使するにすぎない (連邦憲法10条、11条、12条、15条)。さらに、連邦は、憲法立法者としての権限、財政関係領域における単純立法者としての権限を利用して、実質的な権限配分に関する権限 (Kompetenz-Kompetenz) を有する。州を代表する連邦参議院の連邦立法に対する影響力も、停止的拒否権 (suspensives Vetorecht) に制限される (連邦憲法42条2項、3項、4項) など取るに足りないものであり、連邦国家制は非常に弱いものがある。1945年から1966年までの大連合時代において、しばしば憲法改正に基づき、州の地位・権限が一步一步ずつ (schrittweise) 解体傾向を示した。社会民主党は、州および州権の中に、封建的君主制的な過去の残滓 (遺物) (Überrest) を見出しており、連邦国家構造に代わる地方政府の強化、特に、「管区 (Bezirk)」領域における地方自治行政権、管区行政の民主化を目指していたのである。州の地位・権限の低下に対して、諸州から「州要請プログラム」が過去何度も出され一部改善されているが、州の権限の弱体化が連邦憲法の連邦制侵害として連邦憲法の全部改正に至る可能性もある⁽²³⁶⁾。

④ 法治国家原理

「法治国家」という概念には、形式的側面と実質的側面とがある。前者においては、国家機能の行使は、実定法の一般的に公布された規定に拘束され、その際、実定法規定の内容を問わないとするのに対し、後者においては、その時々基準となるべき社会の価値観に合致した実定法秩序のみが拘束力を有するものとされる。このような価値として、正義・公正、人道主義、自由、秩序、平和などが挙げられる⁽²³⁷⁾。

オーストリア連邦憲法において、法治国家原理は、一般的にプログラムの (綱領的) 方法で規定されているわけではなく、形式的法治国家の保障および実質的法治国家理念の実現に奉仕するところの一連の法制度において根拠づけられている。形式的法治国家は、すべての国家行為の法律および命令による拘束に帰することができ、この原則は、憲法上の

合法性原理（Legalitätsprinzip）（連邦憲法18条1項、2項）、通常裁判所・行政裁判所・憲法裁判所の組織および権限に関する憲法規定に基づくところの個々の権利保護制度、国家行為の客観的法適合性保障のための規範コントロール制度（裁判官の裁判を受ける権利〔連邦憲法83条〕、行政裁判所による行政処分の違法性の審査〔連邦憲法130条〕、憲法裁判所による行政処分の違憲性の審査〔連邦憲法144条〕、憲法裁判所による命令の違憲性の審査〔連邦憲法139条〕、憲法裁判所による法律の違憲性の審査〔連邦憲法140条〕、憲法裁判所による条約の違憲性・違法性の審査〔連邦憲法140a条〕）から生ずる。さらに、法規定違反についての、国の最高諸機関の憲法責任追及制度（連邦憲法142条）、会計検査院による会計の監督および財務執行状況の監督（連邦憲法121条－128条）、オンブズマン（国民弁護制度）による不都合状態の審査（連邦憲法148a条－148j条）についても定めている⁽²³⁸⁾。

憲法は、実質的法治国観念を示す諸原則や規定も含んでおり、特に、個人の自由と尊厳の原理に関わるところの基本権から生ずる⁽²³⁹⁾。

憲法裁判所による法律および命令の合憲性合法性審査（規範コントロール）は、法治国家原理の本質的構成部分であり、この法制度を廃止または空洞化することは、連邦憲法の全部改正の効果を有する。これに対し、規範コントロール制度の本質を侵害することなしに、例えば、州レベルにおいても、連邦レベルの憲法裁判所が有しているのと類似の権限を有する憲法裁判所を創設するなど、この制度の改築（Umbau）を行うことは、連邦憲法の全部改正とは言えない。この例に示されるように、連邦憲法の全部改正かどうかの問題は、憲法改正の意図のみではなく、その与える効果にも依存する⁽²⁴⁰⁾。

オーストリア連邦憲法は、体系的に国家緊急権（Staatsnotrecht）を規定していないが、このような状況において、緊急に対処するための一連の法規定および特別権限が存する（連邦憲法5条2項、10条1項15号、18条3項－5項、25条2項、36条3項、79条2項、79条5項、102条2項、102条7項、118条6項）。特に、基本権保障、法治国家的原理の制限（さらに、連邦制原理、権力分立原理、民主制原理の制限も問題となる）に関わるゆえに注意が必要である⁽²⁴¹⁾。

⑤権力分立原理

権力分立の概念の基本的特徴は、すでに1867年の12月憲法（「統治権および執行権の行使に関する1867年12月21日の国家基本法」）においても示されていた。権力分立原理についても、法治国家原理と同様に、形式的（組織的）側面と実質的側面とがある。前者においては、国家的機能をお互いに独立した異なった機関が分担することを意味する。これに対し、後者においては、組織的に分離した機関が、各機関にふさわしい立法的、司法的、行政的任務および権限を有することを意味する。ここに「立法」は、一般的に拘束力を有する法規定の發布を、「司法」は、これらの法規定を当事者間の争い（民事裁判）および刑罰手続（刑事裁判）に適用することを、「行政」は、その他すべての法執行と理解しうる。従って、実質的意味における権力分立の概念は、立法機関が立法機能のみを、司法機関が司法機能のみを、行政機関が行政機能のみを行使するときに、完全な方法で実現されるということになる。

オーストリア連邦憲法94条1項は、「司法（Justiz, Gerichtsbarkeit, Rechtsprechung）は、そのすべての審級において、行政（Verwaltung）から分離される」と定める。権力分立原理の形式的（組織的）分離の表現として理解しうる。立法（Gesetzgebung）と執行（Vollziehung）（行政と司法から成る）との分離については、立法権のヒエラルヒー的に上位を占める体系的（systematisch）地位から導き出される。また、権力分立の多元性を示すものとして、連邦憲法95条以下の支分国家としての「州」制度および連邦憲法115条以下の「自治行政」制度も挙げることができる。「立法」「行政」「司法」の形式的（組織的）分離も、議会多数派を形成する政府、および政党と結びつく司法の現実によって、実効的に機能していないと言われている⁽²⁴²⁾。

さらにそれ以上に、実質的権力分立の憲法的概念は、多数の例外と重なりによって弱められている。オーストリア連邦憲法18条2項は、「各行政官庁は、法律の根拠に基づいて、自己の権限の範囲内で、命令を発することができる」と定める。行政が、内容的に典型的な「立法」機能とみられる権限を行使する（行政の「立法」機能）。また、道路交通規定など行政法規違反に対して、行政官庁によって、行政刑罰手続の枠内において行政刑罰が科される。さらに、土地収用裁決に示されるように、この裁決によって土地所有関係など私法関係が形成される。私法的事項についての行政の決定が、国家的刑罰権限の行使と同様に、典型的な「司法」および「裁判所」の機能に該当する（行政の「司法」機能）。さらに、国民議会の調査委員会の活動（立法の「行政」機能）、裁判所による土地登記簿・商業登記簿など公の登記簿の管理（司法の「行政」機能）を挙げることができる。以上から、実質的権力分立モデルは、オーストリア憲法において、妥協なきまでに完全に実現されていないことが理解しうる⁽²⁴³⁾。1950年11月4日のヨーロッパ人権条約6条（公正な裁判を受ける権利）は、民事および刑事事件の判断につき、「裁判所（Tribunal）」によってのみ為されることを要請する。オーストリアは、ヨーロッパ人権条約6条を一定の留保付きで調印した（1952年3月20日のヨーロッパ人権条約第1議定書4条）（第1章5.（1）①、②、（3）①参照）。

⑥各基本原理の関係

以上①～⑤の各基本原理を本質的に変更するだけでなく、ある一つの原理を他の原理の犠牲（負担）において徹底的に強化する（例えば、民主制原理を強化して自由主義原理、権力分立原理を犠牲にするなど）ことによって、各原理相互の関係を本質的に変えてしまうことも、連邦憲法44条3項の国民投票を必要とする連邦憲法の全部改正に該当する⁽²⁴⁴⁾。また、制度論のみではなく、運用面においても、行政・司法における「民主制原理」は、「法治国家原理」を危険にさらす恐れがあることについては、すでに指摘した（①参照）。非憲法的（法律的）レベルにおいて社会国家原理を構築・実現するに際しても、憲法的基本原理である「自由主義」との間において、また「法治主義」との間において、一定の緊張関係が生ずる⁽²⁴⁵⁾。

（3）オーストリアのEU加盟とオーストリア憲法的基本原理

オーストリアのEU加盟は、連邦憲法の全部改正をもたらした。上述の（2）で概観した共和制原理を除くオーストリア憲法のすべての基本原理に関わってくるからであ

る⁽²⁴⁶⁾。

①民主制原理

EUの法行為によって、オーストリアの立法システムが補完ないし修正を受けている。すなわち、EUの一般的拘束力を有する法規定、特に、第一次法であるEU条約、EU運営条約、さらに、第二次法である規則および命令は構成国を拘束し、しかも国家法に対して優先（優位）する。国民および議会に留保された民主的立法という憲法的概念は、修正を余儀なくされる。もはやオーストリアで通用している連邦および州のすべての法が国民または議会の意思に基づくわけではなく、オーストリア連邦憲法1条2文（「オーストリアの法（権利）は、国民から発する」）の法文に示される連邦憲法の民主主義原理は、その限りにおいて変容されている⁽²⁴⁷⁾。

②連邦国家原理

連邦国家原理も、オーストリアのEU加盟によって少なくとも間接的に影響を受けた。連邦と州の権限配分はEU加盟によって直接変更を受けなかったが、州は、連邦と同様に、EU機関にその法定立権限の一部を委譲した（連邦憲法23d条）。州は、連邦と異なり、EUの法定立に直接関わることはなく、連邦を通じて間接的に関与するにすぎないが、EU加盟に伴うところの権限喪失は連邦も州も同様である。しかし、連邦国家において、特にオーストリアにおいてあまり強力とは言えないところの州の地位を考慮すれば、州の損失は連邦以上に重大である⁽²⁴⁸⁾。

③法治国家原理

オーストリア法とは異なり、EU法の法源として、EU機関によって制定された法規定とともに、法的安定性および信頼保護の原則、比例性原則、聴聞の保障、一事不再理などの「法の一般原則」、慣習法、判例が大きな役割を演ずる。さらに、EU法の解釈についての判断はEU裁判所に留保され、その判決は、構成国の最高裁判所、行政裁判所、憲法裁判所も含め、すべての国家機関を拘束する。オーストリアの裁判所の地位は、このような方法で、ここでも変容を受けている⁽²⁴⁹⁾。

④権力分立原理

EUにおいては、立法機能の重点はヨーロッパ議会にあるのではなく、構成国の政府代表から成る理事会にある。ヨーロッパ議会は、立法的監視的機関として、比較的控えめな権限を行使するにすぎない⁽²⁵⁰⁾。

かくして、以上①～④に示されるように、オーストリア憲法の基本原理ともいべき諸原理は、オーストリアにおいて通用しているすべての法にとってもはや基準となるべき原理ではなくなった。EU法の影響の下、憲法の基本原理を巡るオーストリア憲法改革の必要性およびその射程距離（Reichweite, Spielraum）も変化している。オーストリアにおいて第二の基本的法秩序（zweite rechtliche Grundordnung）として機能するところのEU法は、憲法を含めたオーストリア法と一つの法的結合（Rechtsverbund）を形成している。このことは、基本権の展開についても妥当する⁽²⁵¹⁾。

おわりに

1. 政党国家、部会国家、永続的中立とヨーロッパ連合

特にオーストリアにおいて、政党は、1918年の国家設立（特に、1920年の連邦憲法制定に際して）や1945年の国家の行為能力の回復（特に、仮国家政府の設立、仮憲法の制定に際して）のような歴史的瞬間時においてのみではなく、永続的に国民の意思を仲介し、重要な利害対立は政党によって明らかにされ、その調整の努力がなされてきた。また、重要な法律は、しばしば政党間の合意によって制定されてきた。しかし、他面、国家政策的背景を有しない日々の政策（Tagespolitik）も多く見られた。それゆえに、その反省も込めて、同時に民主的国家における政党の意義を再確認する意味において、ブラウネーダー教授が指摘するごとく、ドイツ連邦共和国基本法と同様に、政党を連邦憲法（B-VG）で明確に根拠づける必要があるだろう。

政党のみでなく、部会（会議所、諸連合）も政治的権力の担い手を形づくってきた。戦後の社会的平和のための、労使の対立の回避および除去に向けての貢献を見逃すべきではないが、それらは、憲法の基本原理である「民主制原理」「権力分立原理」「法治国家原理」、さらに「連邦国家原理」との対立を孕むゆえに、憲法的基本秩序の観点からコントロールされねばならないであろう⁽²⁵²⁾。2008年1月4日の憲法律による連邦憲法120a条－120c条によって、自治の尊重、任務遂行の権利の承認、国家行政的任務の委託、国の監視権などが規定され、一応の解決がなされた。

オーストリアは、1955年10月26日に、永続的中立を宣言した。東西冷戦時にあつては永続的中立国家として、すでに平和時においては経済的分野（領域）も含めて、中立を確保する政策を採るべきだとする広範な解釈が主張された⁽²⁵³⁾。それ以降、永続的中立は、新生オーストリアのアイデンティティを形成し、オーストリア国民に大きな影響力を及ぼしてきた。EC加盟を問うところの1991年から1992年にかけて行われた世論調査においても、「EC加盟と中立とが両立しない場合、どちらをあきらめますか」という問いに対して、常に60パーセント以上の人々が「EC加盟」と答え、「中立」と答えた人は20パーセント前後であったといわれる⁽²⁵⁴⁾。しかし、オーストリアは、1995年1月1日にEUの構成国となり、EUの共通外交安全保障政策等への参加も認められ、永続的中立の見直しも進められている（連邦憲法23j条3項）。また、ヨーロッパ統合の深化・拡大に関連して、軍事同盟加盟国の地位およびそれに準ずる地位と結び付かない協力関係を核とするところの「NATOの平和のためのパートナーシップ」の今後が注目される⁽²⁵⁵⁾。

2. 憲法改正への絶え間なき努力

既に本文（第3章2.（1））で概観したように、連邦諸州の「要請プログラム」や憲法学者の指摘するオーストリア連邦憲法および州憲法の問題点の多くが、完全ではないにせよ改正がなされた（第3章2.（1）に示す数字において、Ⅰ、ⅡA.①②④⑤⑦⑧⑨、ⅡB.Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ）。しかし、改正が見られないものも存する（ⅡA.③⑥⑩⑪、Ⅴ〔管区につき〕）。一挙に完全な改正が不可能ないし困難ならば、州立法に対する連邦の異議権（停止的拒否権）（連邦憲法98条2項）の例に見るように、段階的に、すなわち、1920年連

邦憲法「連邦の利益侵害」→1983年3月2日の憲法律「連邦の権限侵害」→2012年6月5日の憲法律「連邦の異議権廃止」というように改正を進めていく方法もあろう。このような段階的手法は、国民議会議員の選挙権、被選挙権の選挙年齢の引き下げ（連邦憲法26条1項、4項）、国民請願の要件の緩和（連邦憲法41条2項）、憲法裁判所への法律の違憲性の審査の申立権者の拡大（連邦憲法140条1項）などオーストリア憲法の改正にしばしば見られるところである。

3. オーストリア憲法の整理・改定、改革

オーストリア憲法の“分断化（分散化）”、“見通しの悪さ”を是正するため、オーストリア憲法の整理・改定（Verfassungsrechtsbereinigung）、さらには改革（Verfassungsreform）が進んでいる。すでに第3章2. で概観したように、オーストリア諮問会議（Österreich-Konvent）の2005年1月の最終報告（<http://www.kovent.gv.at>）、2008年1月4日の憲法律（BGBl. I NR.2/2008）（連邦憲法の改定に関する連邦憲法律〔BVRBG〕）が注目される。憲法の“分断化（分散化）”、“見通しの悪さ”を改善し、「国民」に分かり易いオーストリア憲法体系を構築することの重要性は決して否定できない。オーストリア憲法を巡る喫緊の課題である。しかし、見方を変えれば、オーストリア憲法の“分断化（分散化）”現象は、オーストリア国民が、国内のおよび国際的状况に機敏に対応しながら、叡智・創意・工夫によって、自らのオーストリア憲法をより洗練化させてきた過程を如実に反映するものである。われわれは、オーストリアが、一步一步憲法改正・更新を行い、同時に伝統的に受け継いできた実態を保持しながら長期にわたる憲法改正ないし改革を絶え間なく進めてきた過程を記憶にとどめておく必要がある⁽²⁵⁶⁾。さらに、永続的中立とヨーロッパ連合との関係も含め、今後の動向に注目したい。

以上概観したオーストリア憲法の個々の論点および近時の動向に関する詳細は別稿に譲ることとする。

注

- (197) Bernd-Christian Funk, SS.155-157; Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, SS.156-160.
- (198) Bernd-Christian Funk, S.23, SS.32-33, SS.148-150; Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, SS.164-166; Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.144; Walter Berka, S.135; Peter Pernthaler, S.338.
- (199) Robert Walter, Heinz Mayer, S.46.
- (200) Bernd-Christian Funk, S.129.S.349; 植田隆子ほか編、32頁。
- (201) Robert Walter, Heinz Mayer, SS.46-47; Bernd-Christian Funk, S.74, S.78; aus Wikipedia, *Bundesverfassung(Österreich)*, 2015, S.12; <http://grundrechteteil.de/un/charta-grundrechte-eu/rechtsverbindlichkeit-der-charta-der-grundrechte-der-eu/>, *Rechtsverbindlichkeit der Charta der Grundrechte der EU*, 2016.
- (202) Robert Walter, Heinz Mayer, SS.45-46.
- (203) Robert Walter, Heinz Mayer, S.46, S.61.
- (204) Wilhelm Brauner, S.274.
- (205) Bernd-Christian Funk, S.42, S.44, S.116, S.119.
- (206) Bernd-Christian Funk, S.42.

- (207) Bernd-Christian Funk, S.42, SS.44, S.73, S.116, S.119.
- (208) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.117.
- (209) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.87, S.90.
- (210) Robert Walter, Heinz Mayer, S.59; Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.87; Bernd-Christian Funk, S.5.
- (211) Robert Walter, Heinz Mayer, S.59; Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, SS.87-88; Bernd-Christian Funk, SS.8-9.
- (212) Bernd-Christian Funk, S.5, SS.79-81. Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.88は、「民主制原理」「連邦国家原理」「法治国家原理」のみを挙げ、「共和制原理」を排除している。
- (213) Bernd-Christian Funk, S.81; Robert Walter, Heinz Mayer, S.60, S.66.
- (214) Bernd-Christian Funk, S.82.
- (215) Robert Walter, Heinz Mayer, S.60, S.66; Bernd-Christian Funk, S.81.
- (216) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.88, S.92.
- (217) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, SS.88-89, S.90, S.111.
- (218) Bernd-Christian Funk, S.83; Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.91, S.93.
- (219) Bernd-Christian Funk, SS.81-83.国家目標規定としての「オーストリアの永続的中立」（オーストリアの中立性に関する1995年10月26日の憲法律〔BGBl.Nr.211/1995〕）について同旨、Robert Walter, Heinz Mayer, S.68.
- (220) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, SS.89-90. 同旨、Robert Walter, Heinz Mayer, S.68.
- (221) Bernd-Christian Funk, SS.85-86.
- (222) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.89, S.111.
- (223) Robert Walter, Heinz Mayer, S.61; Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, SS.98-99, S.102.
- (224) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.102, S.103.
- (225) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.103; Robert Walter, Heinz Mayer, S.60.
- (226) Bernd-Christian Funk, SS.87-88.
- (227) Bernd-Christian Funk, SS.88-89.
- (228) Bernd-Christian Funk, SS.10-12, S.14, SS.86-90, SS.181-182; Robert Walter, Heinz Mayer, SS.60-64; Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, SS.94-97, SS.100-101, SS.103-104.
- (229) Robert Walter, Heinz Mayer, S.61.
- (230) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, SS.93-94.
- (231) Bernd-Christian Funk, SS.91-92; Robert Walter, Heinz Mayer, S.64; Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, SS.105-106; 高田敏、129頁。
- (232) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.105.
- (233) より正確に言うならば、「全体国家（Gesamtstaat）」という概念は、連邦国家（Bundesstaat）を指す概念であり、この中に、「支分国家（Gliederstaat）（Teilstaat）」（州〔Länder〕、カントン〔Kanton〕）と「上位国家（Oberstaat）」（連邦〔Bund〕）が含まれる。「全体国家」「支分国家」「上位国家」の三者で連邦制をとらえる三国家モデル（Dreistaatenmodell）は、州の地位が連邦の地位と原理的に同格ゆえに、「支分国家」「上位国家」で連邦制をとらえる二国家モデル（Zweistaatenmodell）よりも、比較的州の地位の強化を主張しうる。この論稿では、多くの学説に従い、また、連邦（Bund）と全体国家（Gesamtstaat）を同一視し、連邦憲法（Bundesverfassung）は同時にまた連邦国家の憲法（Verfassung des Bundesstaates）を形づくっていると考え、三国家モデルにおいて全体国家（Gesamtstaat）の制度と解釈されることの「行政裁判所」「憲法裁判所」「会計検査院」「オンブズマン」「大統領」は、組織的に例外なく連邦（Bund）に関係づけられているというオーストリアの連邦国家システムから、「Gesamtstaat（Bundesstaat）」と「Oberstaat（Bund）」を同一に扱う連邦制の二国家モデルに従う。Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.108, S.110; Bernd-Christian Funk, S.3;

- Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.319.
- (234) Bernd-Christian Funk, SS.92-93; Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, SS.108-109; オーストリアにつき、Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.110.
- (235) Bernd-Christian Funk, SS.79-80; Robert Walter, Heinz Mayer, SS.64-65.
- (236) Robert Walter, Heinz Mayer, S.65; Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, SS.110-111, S.112, SS.142-144; Bernd-Christian Funk, S.93, S.265. 「州要請プログラム」の時代的および理論的背景につき、Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, SS.111-113.
- (237) Bernd-Christian Funk, SS.96-97.
- (238) Robert Walter, Heinz Mayer, S.67; Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.118.
- (239) Bernd-Christian Funk, S.96, S.98. Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.118において、実質的法治主義の内容として、個人の自由以外に、民主的共同決定、恣意性の排除を挙げ、オーストリア憲法の形式的法治主義保障が同時に実質的法治主義保障の実現に奉仕していると指摘する。
- (240) Bernd-Christian Funk, S.84; Robert Walter, Heinz Mayer, SS.66-67.
- (241) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.117, S.119.
- (242) Bernd-Christian Funk, S.98-100; Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.122-123; Robert Walter, Heinz Mayer, S.66.
- (243) Bernd-Christian Funk, SS.98-101, SS.195-197; Robert Walter, Heinz Mayer, S.67; Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, SS.121-122.
- (244) Robert Walter, Heinz Mayer, S.59; Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.121.
- (245) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.93, S.115.
- (246) Bernd-Christian Funk, SS.5-6, SS.129-130.
- (247) Bernd-Christian Funk, SS.14-15, SS.33-34, SS.101-102.
- (248) Bernd-Christian Funk, S.102.
- (249) Bernd-Christian Funk, S.102.
- (250) Bernd-Christian Funk, SS.102-103.
- (251) Bernd-Christian Funk, SS.14-15, S.74, S.103.
- (252) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.97.
- (253) Bernd-Christian Funk, SS.69-70.
- (254) 広瀬佳一編著『ウィーン・オーストリアを知るための50章』、明石書店、2002年、120頁。
- (255) Bernd-Christian Funk, SS.68-70.
- (256) 同旨 Bernd-Christian Funk, S.72.

参考・引用文献

- ・ Oskar Lehner, *Österreichische Verfassungs- und Verwaltungsgeschichte (4.Auflage)*, Trauner Verlag, 2007.
- ・ Wilhelm Brauner, *Österreichische Verfassungsgeschichte (11.Auflage)*, Manzsche Verlags- und Universitätsbuchhandlung, 2009.
- ・ Bernd-Christian Funk, *Einführung in das österreichische Verfassungsrecht (14.Auflage)*, Leykam Kurzlehrbücher, 2011.
- ・ Robert Walter, Heinz Mayer, *Grundriß des österreichischen Bundesverfassungsrechts*, Manzsche Verlags- und Universitätsbuchhandlung, 1988.
- ・ Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, *Österreichisches Verfassungsrecht (2.Auflage)*, Springer-Verlag, 1984.
- ・ Peter Pernthaler, *Österreichisches Bundesstaatsrecht*, Verlag Österreich GmbH, 2004.
- ・ Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, *Grundriß des österreichischen Bundesverfassungsrechts (11.Auflage)*, Manzsche Verlags- und Universitätsbuchhandlung GmbH, 2015.

国際研究論叢

- ・ Theo Öhlinger, Harald Eberhard, *Verfassungsrecht (10. Auflage)*, Facultas Verlags-und Buchhandels AG facultas.wuv Universitätsverlag, 2014.
- ・ Walter Berka, *Verfassungsrecht (6. Auflage)*, Verlag Österreich GmbH, 2016.
- ・ <http://www.verfassungen.de/at/titel.htm>, *Verfassungen Österreichs*, 2014.
- ・ Bundeskanzleramt, *Bundesgesetzblatt für die Republik Österreich (BGBl.)*, Österreichische Staatsdruckerei.
- ・ 高田敏「オーストリア連邦憲法」、阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集〔第4版〕』、有信堂、2009年。
- ・ 南塚信吾編『ドナウ・ヨーロッパ史』、山川出版社、1999年。
- ・ アントン・ヴァルト、エドゥアルト・シュタウディンガー、アロイス・ショイヒャー、ヨーゼフ・シャイブル著 中尾光延訳『オーストリアの歴史』、明石書店、2014年。
- ・ エーリッヒ・ツェルナー著 リンツビヒラ裕美訳『オーストリア史』、彩流社、2000年。
- ・ 島野卓爾・岡村堯・田中俊郎編著『EU入門』、有斐閣、2000年。
- ・ 奥脇直也・小寺彰編『国際条約集』、有斐閣、2014年。
- ・ 植田隆子・小川英治・柏倉康夫編『新EU論』、信山社、2014年。 など